

件名	愛媛県県有施設維持管理基金条例の一部を改正する条例
主管課	財政課
根拠法令等	地方自治法第241条
<p>【改正の概要】</p> <p>財政上必要がある場合に、愛媛県県有施設維持管理基金に属する現金を予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができることとするための一部改正</p> <p>改正内容 下線部を追加 (繰替運用等)</p> <p>第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。</p>	
施行日	平成17年4月1日